○関東地方整備局告示第百八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日　　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
四号	宇都宮市雀の宮六丁目六五〇番一地先から同市雀の宮四丁目七二三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月六日

○中部地方整備局告示第九十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年四月六日　　中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号　中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	田中　達也、勝又　公男、平田　仲、三浦　實、平野　智昭、岩田　俊昭、橋本久米博
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十四年三月三十一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	三須　安、鈴木　一敏、西谷　透、鈴木　潮、齊藤　和慶、石川　久、藤井　義裕

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

五(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	西尾　靖男
変更後	松村香代子

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

○中部地方整備局告示第九十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年四月六日　　中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号　中部地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ＣＩ東海

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	舘本　勲、知崎　敏満、鈴木　勝博

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	永田　研、石川　敦之
変更後	舘本　勲、諸星　潔

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

○近畿地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日　　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間
八号	米原市中多良字建仁寺六三四番一から同市入江字入江二二三三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月七日十三時

○中国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日　　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長門市三隅中字大畠一六一三番一地先官有無番地から萩市大字土原字土原一八四番二まで	前	ＢＡ　七・五〇～一二・五〇メートル	一九・五二六キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　七・五〇～一三・五〇メートル	一九・五二六キロメートル	
	前	一〇・五〇～三一・〇〇メートル	一四・九八九キロメートル	
	後	一〇・五〇～三一・〇〇メートル	一四・九八九キロメートル	
萩市大字椿東字大渡七二七番一地内	前	一七・〇〇～二八・〇〇メートル	〇・二二一キロメートル	
	後	一八・〇〇～七九・〇〇メートル	〇・二二一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日　　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間
百九十一号	萩市大字椿東字大渡七二七番一地内

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月六日